

議案第 8 2 号	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正により、共済年金制度が厚生年金制度に統合されることに伴い、関連する法令改正に合わせて所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（地方公務員共済組合法）</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定警察職員等」の定義（付則第 2 項）</li> </ul> <p>【現行】地方公務員共済組合法附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号⇒削除</p> <p>【改正】厚生年金保険法附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号⇒創設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>《特定警察職員等》</p> <p>警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。）</p> </div> <p>【施行期日】 公布の日</p>